

平成 27 年 11 月 30 日

株主の皆様

江守グループホールディングス株式会社

株主の皆様へのお知らせ

この度は、中国経済の失速に伴う弊社グループの中国子会社における売掛金の滞留に端を発し、弊社の民事再生手続開始及び弊社株式の上場廃止に立ち至り、創業以来長きに亘り温かいご支援とご指導を賜って参りました株主の皆様に対し、多大なるご心配とご迷惑をお掛けいたしまして、誠に申し訳ございません。

弊社は、本日、平成 27 年 11 月 30 日をもって、裁判所の認可を経て確定した再生計画に基づき弊社の発行済み株式の全ての無償取得及び消却(いわゆる 100%減資)を実施いたしました。

上記の株式の取得に関しまして、株主の皆様にて行っていただく手続はございません。

弊社は、今後、株主の皆様にて育てていただきました国内外の事業子会社をスポンサー様に着実に承継し、再生計画を着実に遂行すべく業務を継続して参りますので、弊社の民事再生手続にご理解を賜りますよう、伏してお願い申し上げます。

以 上

お問い合わせ先

江守グループホールディングス株式会社

電話 0776-36-9963 平成 28 年 3 月 31 日まで

西村あさひ法律事務所

電話 03-5562-8760 平成 27 年 12 月 29 日まで

03-6250-7228 平成 28 年 1 月 4 日から 3 月 31 日まで

受付時間 平日午前 10 時～午後 5 時まで